

# 配当金振込指定書 記入例

ご所有の株式の会社名をご記入ください。  
(登録配当金受領口座方式をご指定の場合、特別口座のある会社名を1社ご記入ください。)

いずれか一方をご指定ください。

お届け住所、氏名及び電話番号(日中連絡先)番号をご記入ください。

特別口座用 配当金振込指定書 (新規・変更) 〇〇年〇〇月〇〇日

<b>会社名</b>	〇〇〇株式会社										
特別口座 口座管理機関 あて											
この振込指定を株式会社証券保管振替機構を通じて会社(株主名簿管理人)に取り次いでください。											
【配当金受領方法】 <input type="checkbox"/> 欄のいずれかに✓印をつけてください。ご指定がない場合は、「個別銘柄指定方式」でのお手続きとさせていただきます。											
<input checked="" type="checkbox"/> 【登録配当金受領口座方式】 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、登録配当金受領口座方式により受領いたしますので、全額右記指定のとおりお振込みください。											
<input type="checkbox"/> 【個別銘柄指定方式】 上記の銘柄の私名義の配当金は、全額右記指定のとおりお振込みください。											
住	〒 103-8202 日中連絡先 03-1234-5678										
所	東京都中央区日本橋茅場町1-2-4										代行
氏	代行 太郎										届出印
名											

  

金 融 機 関	金融機関番号	店番号	預金種目	口座番号							
	フリガナ	ダイコウ	タロウ	0	1	2	3	4	5	6	
			氏名	代行 太郎							

\*太枠の中だけご記入ください。  
\*裏面のご案内をご参照のうえ、ご記入、お手続き願います。

・貯蓄預金への入金はできません。  
・番号は右詰でご記入ください。

特別口座のお届出印をご捺印ください。

## 【登録配当金受領口座方式】

あらかじめ指定したひとつの銀行等の口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。  
この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等の口座に支払われます。

## 【個別銘柄指定方式】

ご所有の振替株式等の銘柄ごとに指定した銀行等の口座で振替株式等の配当金を受領する方式です。

特別口座用

# 配当金振込指定書 (新規・変更)

年 月 日

会社名	
-----	--

特別口座 口座管理機関 あて

この振込指定を株式会社証券保管振替機構を通じて会社（株主名簿管理人）に取り次いでください。

【配当金受領方法】  欄のいずれかに✓印をつけてください。ご指定がない場合は、「個別銘柄指定方式」でのお手続きとさせていただきます。

**【登録配当金受領口座方式】**  
私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、登録配当金受領口座方式により受領いたしますので、全額右記指定のとおりお振込みください。

**【個別銘柄指定方式】**  
上記の銘柄の私名義の配当金は、全額右記指定のとおりお振込みください。

住所	〒	日中連絡先	-	-
氏名				届出印

金 融 機 関	銀行 信金 信組 農協 労働金 支店														
	金融機関番号		店番号			預金種目					口座番号				
						1. 普通・総合座 2. 当 9.									
関	口座名義人	フリガナ													
	氏名														

\*太枠の中だけご記入ください。  
\*裏面のご案内をご参照のうえ、ご記入、お手続き願います。

社用欄

# ご 案 内

この振込指定書は特別口座専用です。  
証券会社等の一般口座をご利用の株主様はお取引の証券会社等でお手続きください。

## 1. 振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取方法について

### (1) 登録配当金受領口座方式

あらかじめ指定したひとつの銀行等の口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等の口座に支払われます。

### (2) 個別銘柄指定方式

ご所有の振替株式等の銘柄ごとに指定した銀行等の口座で振替株式等の配当金を受領する方式です。

特別口座をご利用の株主様は、株式数比例配分方式のご利用はできません。

## 2. ご注意事項

(1) この振込指定書は、次のとおりご提出ください。

ア. 個別銘柄指定方式を選択される場合は、ご所有の銘柄ごとに1枚ずつご提出ください。

イ. 登録配当金受領口座方式を選択される場合は、株主1名につき1枚ご提出ください。

なお、振替株式等が記載または記録されているひとつの特別口座の口座管理機関または証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。

(2) 同一銘柄を複数の口座管理機関（特別口座の口座管理機関・証券会社等）において保有している場合には、特別口座の口座管理機関または証券会社等ごとに異なる銀行等の口座を指定することはできません。

(3) この振込指定書の提出の際には、必ず特別口座の口座管理機関へのお届出印をご捺印ください。

(4) この振込指定書が配当金の基準日までに提出されない場合は、ご指定の方法による配当金のお支払いが、次回の配当金からとなることもあります。

(5) 登録配当金受領口座方式または個別銘柄指定方式をご指定の場合において、銀行等の口座を変更される場合は、新たに振込指定書をご提出ください。この場合は、表題の変更の箇所に○印をお付けください。

(6) すでに個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取り扱います。

(7) すでに登録配当金受領口座方式を選択されていて、その後、個別銘柄指定方式に変更される場合は、あわせて登録配当金受領口座方式にかかる取消依頼書を提出してください。